件 名	愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例
主 管 課	人事課職員厚生室
根拠法令等	雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年3月31日公布、同年4月1日ほか施行)

【改正の概要】

雇用保険法の改正内容を反映させるための改正

- 1 失業者の退職手当の給付日数の延長対象者の追加(条例第10条第9項及び附則第39項)
 - ・特定退職者(心身の故障による免職等)であって下記①~③のいずれかと⑤に該当するもの
 - ・就職が困難な者(障害者等)であって下記②と⑤に該当するもの
 - ・特定退職者であって下記④と⑤に該当するもの(5年間の暫定措置)
- 2 移転費の支給対象の拡大(条例第10条第10項)

「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2 <u>に規定する職業紹介事業者</u>の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した…公共 職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者」

施 行 日 1 公布の日(平成29年4月1日適用) 2 平成30年1月1日

【その他参考事項】

〇失業者の退職手当 (愛媛県職員退職手当条例第10条)

地方公務員(臨時職員等を除く。)については、雇用保険法の適用対象から除外されている。

⇒ 雇用保険法の失業等給付は支給されない。

生活保障等の趣旨から、退職した職員に対しても、退職後一定の期間失業しているときは、雇用保険法の 失業等給付に相当する保障が必要

- 一般の退職手当の額 < 雇用保険法の失業等給付の額
 - ⇒ その差額分を失業者の退職手当として支給(条例第10条第1項等)
- 一般の退職手当の額 ≧ 雇用保険法の失業等給付の額
 - ⇒ 失業者の退職手当は支給されない。
- * 失職・懲戒免職の場合は、一般の退職手当は支給されないが、雇用保険法の失業等給付の支給要件を満たすときは、失業者の退職手当は支給される。(条例第10条第2項等)

○雇用保険法の改正内容

1 基本手当の給付日数の延長対象者の追加

解雇された者や就職が困難な者(障害者等)であって、①~④のいずれかと⑤に該当する失業者

- ① 災害による倒産、解雇等
- ②①のうち、特に大きな災害の被災地域に居住
- ③ 難病等の治療を図りながら求職活動
- ④ 雇用情勢の厳しい地域に居住(5年間の暫定措置)
- ⑤ 公共職業安定所長が再就職の促進に必要な職業指導を行うことを適当と認めた者

2 移転費の支給対象の拡大

UIJターンを支援する観点から、公共職業安定所の紹介により就職して住所・居所を変更する場合に加え、地方公共団体・職業紹介事業者の紹介による場合についても支給対象とする。